

○総務省令第四十四号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の一部の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）附則第十五項の規定により読み替えて適用する第百二条の二第四項第十二号の四の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月二十五日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
「1 附則 4 略」 (附属設備) 「5 略」 6 法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の四の総務省令で定める附属設備は、同号の電気通信設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 「7 略」	「1 附則 4 同上」 (附属設備) 「5 同上」 6 法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の四の総務省令で定める附属設備は、同号の電気通信設備に電力を供給するための設備とする。 「7 同上」
備考 表中の「 」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。